

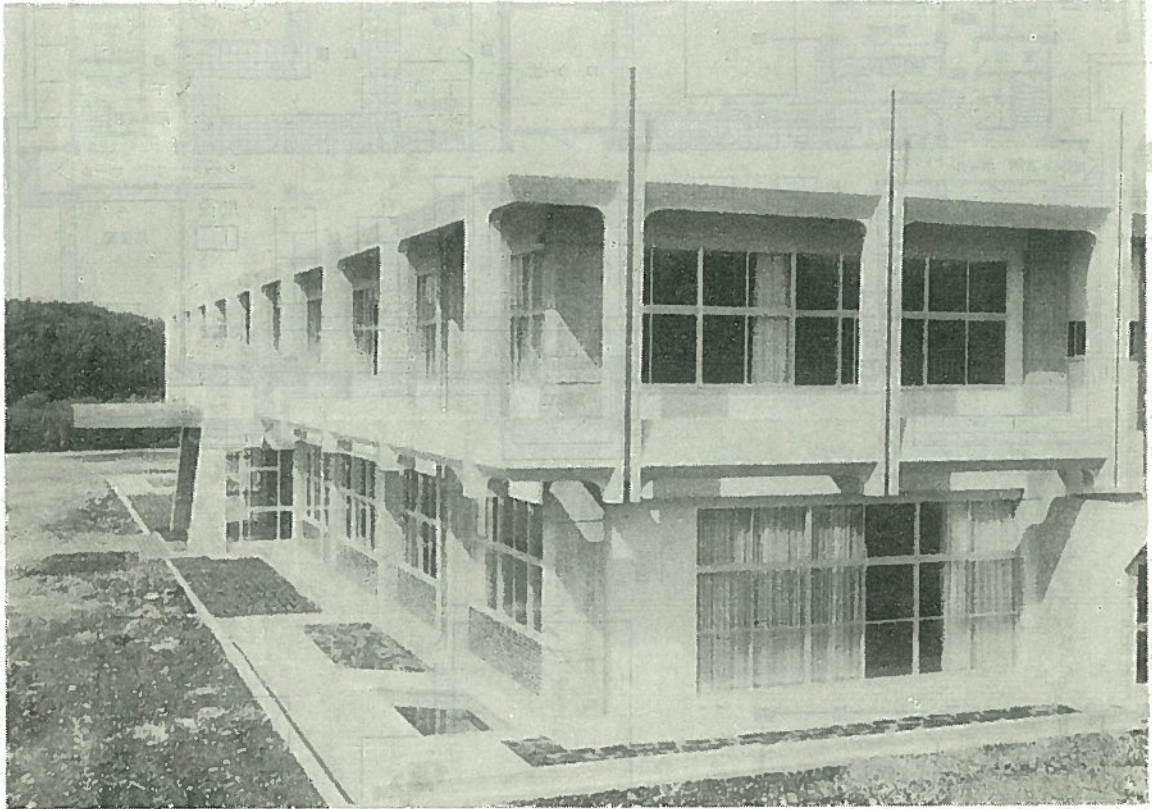
西郷村の人口及世帯数
(47.8.1現在)

| | |
|-------|--------|
| 世帯数 | 2,319 |
| 人口 | 10,475 |
| 男 | 女 |
| 5,207 | 5,268 |



発行日 昭和47年8月20日発行

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・4番・7番
編集発行
企画課
印刷所
ワタベ印刷所



(完成した役場新庁舎)

村民待望の

役場新庁舎なる

— 九月一日から執務開始 —

将来の躍進と、都市近郊農村西郷にふさわしい庁舎の移転新築事業が村民待望の中に完成した。

完成した新庁舎は、鉄筋コンクリート二階建て、熊倉小学校前、千七百九十八平方メートルの敷地に建てられ二カ年継続の大事業でした。

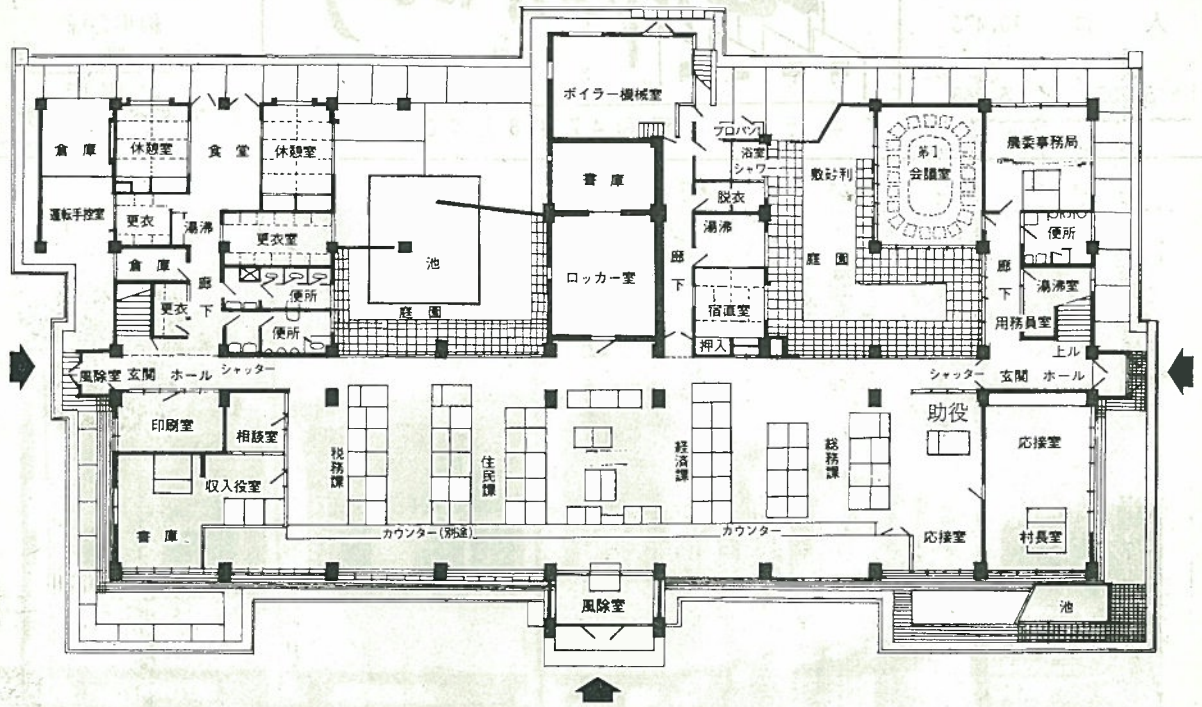
昭和四十二年七月、議会内に新庁舎建設調査研究委員会が発足、以来、位置選定のアンケート調査で本格的なスタートを切った。

一角には、生活改善センター、消防分署、村民プールと一連の施設の完成をへて、ここに本庁舎の執務を九月一日より開始する運びとなった。

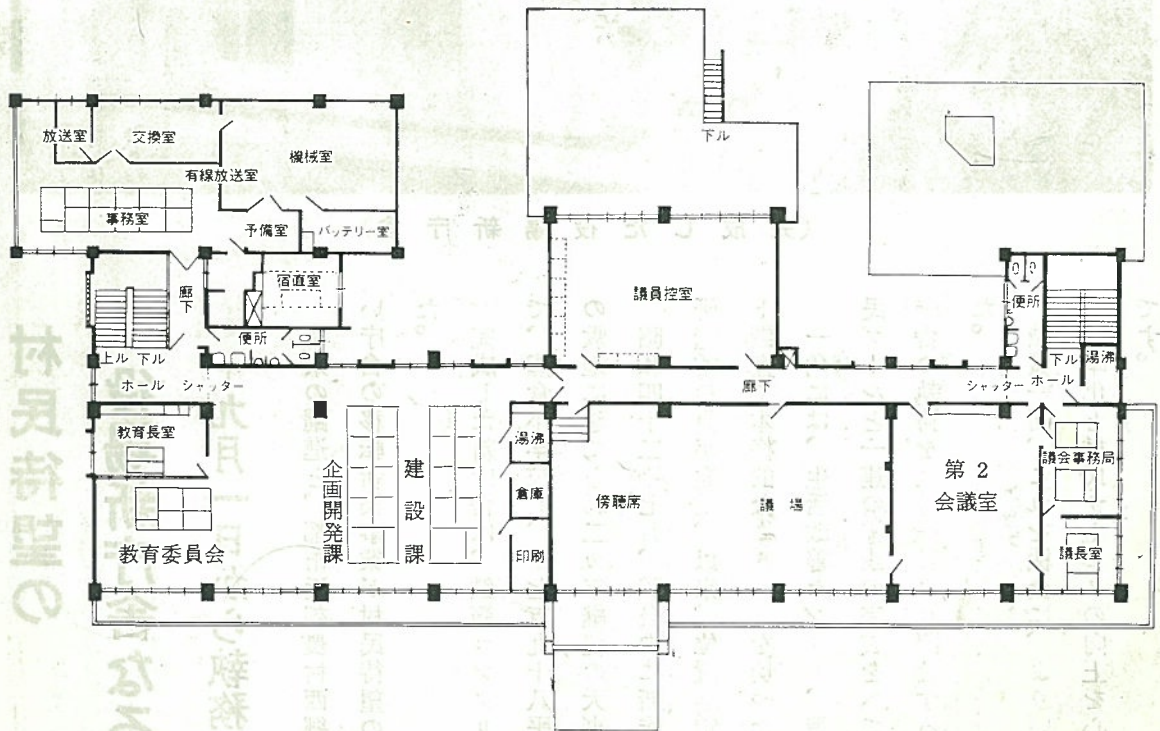
職員一同、これを機会に、よりいっそうの執務能率化と村民サービスの向上を心がける次第です。



<一階平面図>



<二階平面図>



- ・今回議会で決まった水道課の配置。その他詳細については決まり次第お知らせします。
- ・役場庁舎移転にともない、25日から引越し作業を始めます。引越し作業は事務にできるだけ支障のないよう行ないますが、急ぎの用事でないかぎり、新庁舎に移るまでご協力をお願いします。

役場の

一般電話が

変ります。



市外局番(024893)

磐城熊倉局

- 1 番(庁内)
 - 2 番(庁内)
 - 3 番(公民館)
 - 4 番(庁内)
 - 7 番(庁内) が廃止され
- 役場新庁舎の一般電話が次のように変ります。

市外局番(02482)

白河局(5)の(代表) 2121

に変わりました。これは事務能率の合理化と住民サービスのためクロスバー交換機を導入したため変るものです。

(例えば)

役場住民課に電話をする場合

マスターテレホン(受付電話)が総務課(予定)に設置され、受付の人が電話をした人の希望する課などに転送する形をとります。

◆なお、有線放送は現在の電話番号をそのまま新庁舎に移すので従来通りですが、教育委員会は、2143に変わります。

夜間役場連絡用の電話番号は次の通りです。

有線 2111

白河局(5)の 2121 宿直室に連絡します。

尚夜間役場に御用の方は、正面玄関外柱に(右柱)ベル用押釦がありますので呼び出して下さい。

村議会報告

七月三十一日、村議会第二回定例会が開かれた。議案は国民健康保健税の改正、印鑑登録及び証明に関する条例の制定、水道課の設置など八件が上提され、いずれも原案通り可決決定した。

◇西郷村国民健康保険税条例の一部改正について

本年度は、法により定められた方式により、村民税固定資産税、被保険者数、世帯数によって、年度毎に税率を算定し、その財源を確保し、運営するしくみになっておりますので、今回税率改正のため、条例の一部改正を行うものです。(詳細については四ページを参照して下さい)

◇西郷村老人医療費の助成に関する条例の一部改正について

本年第一回定例会に上提した通り、当初は本人又は扶養親族の所得の額によって、助成対象者に制度が適用されていましたが、今回その制度を廃し、七十五歳以上の老人はすべて、医療費助成の対象者となるよう条例の改正を行なうものです。

◇西郷村印鑑登録及び証明に関する条例の制定について

最近、本村住民の転入・転出等が頻繁となり、従来印鑑登録証明の事務方式を続けていくと、役場職員による誤認等により、実際と異なる証明書を発行し、住民の権利をそこなうおそれが生じて来ました。そこで、村民の財産と権利の保護を強化し、事務の合理化を図るため、この条例を制定するものです。(詳細については五ページを参照して下さい)

◇西郷村課設置条例の一部改正について

役場庁舎の移転にともない役場の機構を改革し、事務の能率化と住民サービスの向上をはかるうとするもので、その主なものは水道課の新設です。

については、重点施策の一つとして努力してきましたが、今回、中通り簡易水道が完成しますと、水道普及率は九十五%以上の範囲に及ぶこととなります。

今後は、今までの水道を激次・整理・統合し、合理的な運用と施設の充実を図り、これから急増することが予想される水道の需要に答えてゆく必要があります。

このため、今回、水道課の新設にふみ切ったわけであり、

更に、社会の急激な進展にとまらぬ、多用化すを行政内容を整理し、各課の役割を明確化し、事務の流れを円滑化するため各課の事務分掌の再編成を行うものです。

◇西郷村職員定数条例の一部改正について

水道課の新設、多用化する行政事務の強化等のため職員定数の増員をはかるものです。

◇昭和四十七年度施工村道追原羽鳥線外一道路改良工事請負契約について

◇昭和四十七年度施工中通簡易水道布設工事請負契約について

この二件については、そ

れぞれ一千万円以上の工事の契約ですので、地方自治法に基づき、議会の議決を求めたものです。

◇西郷村議会委員会条例の一部改正について

議長・副議長を常任委員会委員の中に加え「総務委員会六人」「経済委員会六人」をそれぞれ七人に改めるものです。

「夏だよりで住所録の整理を」

七、八月はお正月についてお便り交換が多い季節です。

暑中見舞の交換などで住所の移転がわかったとき、新住居表示制度が実施されたときはそのつど、郵便番号といっしょに住所録を正しいものにしておきましょう。

そのさい、住所はできるだけわしく「〇〇様方」「〇〇荘〇〇号室」まで正確に控えておいてください。

暑い暑いと言っているうちに年賀状の季節がすぐやってきました。そのときになって、あわてることのないよう、今から住所録は正しいものにしておきましょう。

国保条例一部改正 増加する医療費に対処

去る七月三十一日に開かれた第二回定例村議会に、国保条例の一部改正案が上提され、原案通り可決決定されました。この改正案は昭和四十七年度の国保税を賦課する税率の改正が主な内容ですが、医療費単価

の値上げ並びに老人医療対策の実施に伴う波及効果ため調定総額で約二十八%増税されます。

改正された税率は第一表のとおりです。

税率新旧対象表 (表1)

| 区分 | 改正された税率 | 改正前の税率 |
|-----|------------|------------|
| 所得割 | 百分の一・三八 | 百分の一・二六 |
| 資産割 | 百分の三八・一五 | 百分の三二・六四 |
| 均等割 | 一人 二、八二四円 | 一人 二、〇四五円 |
| 平等割 | 一世帯 四、九六〇円 | 一世帯 三、七三二円 |

◇国保税はなぜ上げなければならぬか。

第二に、老人医療対策として七十五歳以上の老人の医療費が無料になったことにより受診率の上昇等、波及効果による医療費が相当伸びること。

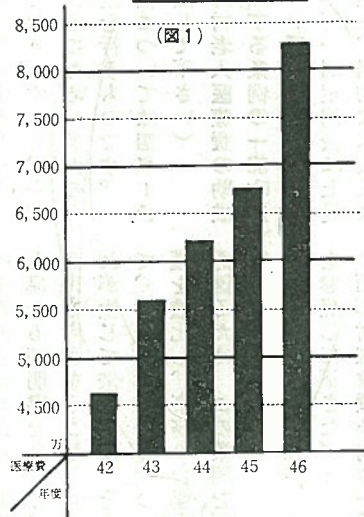
第三に、年々一件当りの費用額(医療費)及び受診率(国保加入者が一年間に医者にかかった回数)が増えていること等であり、

医療費の上昇の要因は、先ほど申し上げましたが、

第一に、昭和四十七年二月一日から、医療単価が十

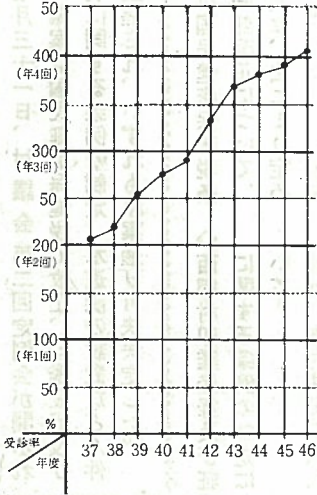
図一のグラフでおわかりのように四十三年度までは二〇%以上の伸び率を示して来たが、四十四年度、四十五年度は一〇%位しか伸びず鈍化の傾向を示しました。ところが四十六年度は一気に二三%以上の伸び

医療費の推移 (図1)



図二は受診率(医者にかかった回数)の推移であり、四回と年々医者にかかる回数が増えております。

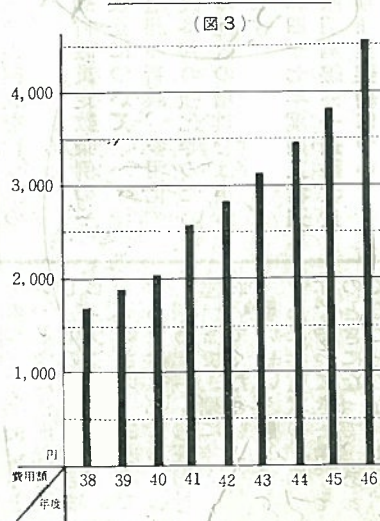
受診率の推移 (図2)



図三は一件当り費用額の推移です。これは国保加入者が一回

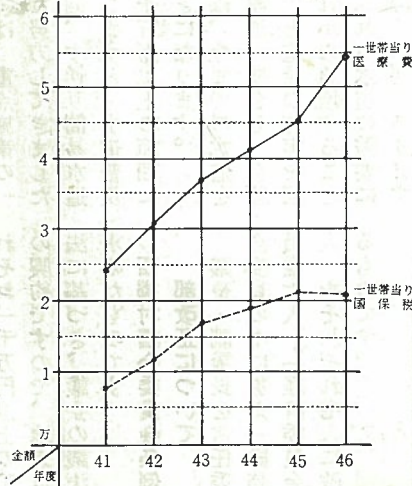
四十六年度では四千六百円と約三倍も値上がりしています。このように、いろいろな要素が加わって医療費が増加しているわけです。

1件当り費用額の推移 (図3)



図四は、一世帯当り国保税と医療費とを比較したグラフですが、その関連性がはつきりわかるとは思いません。医療費の上昇に従って税を上げております。しかしながら、四十六年

一世帯当り国保税並びに医療費の推移 (図4)



千七百円であったものが、

費ですが、三十八年度は、

西白河管内
市町村国保税調べ(表2)

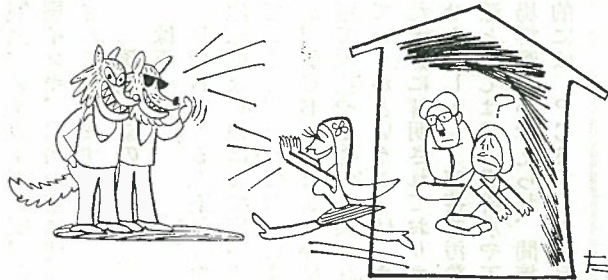
| 市町村名 | 一世帯当り 国保税 円 |
|------|-------------------|
| 白河市 | 32,245 |
| 西郷村 | 27,127 |
| 表郷村 | 25,500 |
| 東村 | 34,773 |
| 泉崎村 | 33,684 |
| 中島村 | 33,015 |
| 矢吹町 | 29,514 |
| 大信村 | 28,654 |

◇国保事業の財源について
国保事業の財源はひとり
国保税だけでなく、昭和四
十六年度の決算(見込)で
は歳入総額九千五百六十九
万円のうち国庫補助金が五
千三百二十八万円で、五十
五・七%、国保税は三千二
百五十二万円で三十八・五
%になっており、国では税
を二千七十六万円で上回る補
助金を交付していることに
なります。

◇四十七年度の国保税は一
世帯当りどのくらいにな
るか。

表二は、西白河郡内市町村
の一世帯当り国保税の一覽
表です。

郡内一世帯平均では三万
円以上にもなっております
が、当村の国保税は二万七
千二百二十七円で、他市町村
と比較して決して高くない
ことがおわかりかと思いま
す。



以上、申し上げた事を十
分ご理解いただき、国保税
の完納はもとより、今後の
国保事業の運営に特段のご
協力をお願いします。

夏休み後の交友に注意

印鑑条例が改正されました

九月一日から実始

印鑑証明事務は皆さんに
直結した最も重要な事務
のひとつです。

印鑑証明書は不動産取引
をはじめ、日常生活にお
いて重要な役割をもつも
のです。印鑑証明の需要
は年毎に増加しておりま
す。そこで、印鑑の盗用
・乱用を防止し、正確な
事務と能率をはかるため
従来の条例を改めること
になりました。

改正の大きなポイント
一、原本の複写

これまでの印鑑証明は肉
眼による照合でしたが、
今後は印鑑登録票の原
本をそのまま複写して申
請者に渡すことになりま
す。

二、申請者が本人であるか
どうか確認の強化

△印鑑登録

①住民基本台帳法・外人登
録法による居住地主義
本村に住所を有し、住民
基本台帳に登録されてい
る者以外は印鑑の登録は
できません。

②本人届出主義
やむを得ないと認める場
合を除き、本人以外の者
の印鑑の登録はできませ
ん。

③未成年者、及び禁治産者
ができません。

④登録届出の印鑑
印鑑の大きさ、印材の種
類などに制限があります

⑤印鑑の登録替
現在すでに登録されてい
る印鑑は昭和四十七年九
月一日、昭和四十七年十
二月二十五日までに登録
替をして下さい。

この期間に登録替をし
ないと印鑑台帳から抹消
されて、登録の手続きが
めんどうになります。

⑦改印登録
改印登録は新規登録の手
続きと同じです。

▽印鑑証明書の申請
(ア)本人出頭主義
印鑑と本人の同一性の確
認のため、本人がきて手
続きして下さい。

やむを得ない場合を除き
本人以外には印鑑証明書
は交付されません。

(イ)印鑑証明書の交付
印鑑証明書は複写機(コ
ピー)で作成した印鑑登
録票の謄本による証明書
を交付します。

⑧登録の無効

1 村外に転出
2 死亡
3 婚姻・縁組等で氏名と印
鑑が一致しないとき
4 登録印鑑を廃止したとき
▽その他
今回の改正は全面的に改
正されましたので、くわ
しくは役場住民課戸籍係
へおたづね下さい。

登録できない印鑑
印影の判断がつかないもの
職業やその他の事項、模
様を表わしているもの
印面が欠けたり磨滅して
いるもの
縁のないもの

ゴビ能判内、れにもで
他、ニ万家族印、折りい録
の印、一家同がミナ登せ
そムワ印、同で印て満のき

ぬまの正まの正まの
文字の取もの取ま
きのもの
20ミリの取もの取ま
20方方ならミ形にし
7方方つもの

⑥代理人による登録
(イ)文盲や身体の故障で字の
書けない人の代筆のとき
本人の押印と登録の印を
押した委任状が必要です
(ロ)本人が来られないときは
本人の自書押印の委任状
が必要です。

(ハ)遠隔地に長期間出張して
いる場合は代理人宛郵送
の委任状及び封筒を提出
して印鑑の登録をするこ
とができます。



お知らせ

◎新しい環境汚染物質PCBについて

昭和四十三年三月に北九州を中心に発生した、カネミライスオイル中毒事件は短期間に高濃度のPCBを摂取した結果おこった急性障害でありましたが、一般の人が微量摂取によって徐々に蓄積されておこる慢性障害は、まだ一例も発生しておりません。

しかし、最近になって各地のPCB汚染調査が進むにつれて、魚介類、牛乳、母乳などから検出され、このまま汚染が拡大すると何らかの人体障害が発生するのではないかと心配されているわけです。

PCBとはどんなものか



石炭や石油を原料として造られるもので、DDTやBHCによく似た性質をもっており化学的に安定し、酸、アルカリ、熱に強く、水にはとけにくいという性質があります。このため用途は極めて広く、コンデンサーやトランス、家庭電化製品、ノーカーボン紙、印刷インキ、塗料などに使用されております。

PCBによる汚染は今や地球的な規模にまで広がっていると言われておりますが、PCBがどのような経路で環境や生物が汚染されていくかということ、まだ十分に解明されておりません。しかし、直接的汚染源としては、工場排水や工場排棄物が考えられ、間接的には、PCBを含む製品

環境汚染の経路は不十分

これら調査結果をみた上で更にPCB対策の強化をはかってまいる考えであります。実施にあたって

が不用意にすてられたり、焼却されたりして広く環境が汚染されていることが考えられます。

県ではどんな対策を考えているか

今月二月からPCB使用工場の実態をつかむ調査をしてきましたが、更に総合的対策を推進するため、六月五日に「県PCB対策連絡会議」を発足させ、当面次のような調査を実施することになりました。

- 一、母乳中のPCB調査及び乳児の健康診断
- 二、食品(魚介類、牛乳、食肉)中のPCB調査
- 三、PCB使用工場の実態調査及び公共用水域の調査

は村民の皆様方のご理解とご協力が必要でありますので宜しくお願いします。

なお、PCB問題について疑問や意見がある場合は最寄りの保健所、地方行政連絡室、公害センターにお申し出ください。

(白河地方行政連絡室)

昭和四十七年度

狩猟者講習会

- 一、期日・場所
- ・九月四、五日(白河市中 央公民館)
- ・九月六、七日(棚倉町中 央公民館)

※ただし経験者は各会場の一日目のみ

- 二、申込期日
- 棚倉林業事務所総務課に講習会の開催日六日前まで申込のこと。

- 三、申込書
- 林業事務所及び猟友会支部、並びに分会、市町村役場に備付けてある用紙で申込のこと。

四、受講料

- 初心者 甲種 七百元
 - 乙種 千四百円
 - 丙種 四百円
 - 経験者 四百円
- (なお詳細については役場経済課までおたづね下さい)

七月の行事報告

行事

| 日 | 曜 | 行 事 |
|----|-----|----------------------------|
| 1 | (土) | 西白河郡社会福祉協議会 |
| 2 | (日) | ソフトボール、家庭バレーボール大会 |
| 4 | (火) | 第二回区長会 |
| 5 | (水) | 県林業協会役員会 |
| 6 | (木) | 西白河郡農村青少年技術交換大会 |
| 7 | (金) | 東北縦貫自動車道白河IC周辺開発基本構想説明会 |
| 7 | (金) | 第二次山村振興現地調査 |
| 8 | (土) | 農業委員会選挙告示 |
| 8 | (土) | 県立白河高校、矢吹分校振興協議会役員会 |
| 9 | (日) | 青年会球技大会 |
| 10 | (月) | 県、東北新幹線建設促進協議会総会 |
| 10 | (月) | 青少年健全育成協議会 |
| 11 | (火) | 西郷村たばこ小売組合座談会 |
| 11 | (火) | 農業委員会選挙 |
| 14 | (金) | 羽鳥湖畔、青少年旅行村開村式 |
| 15 | (土) | 有線放送電話委員会 |
| 18 | (火) | 肉用牛価格安定基金協会総会 |
| 18 | (火) | 国保県南支部総会 |
| 19 | (水) | 交通指導員リーダー講習会 |
| 19 | (水) | 昭和四十七年度財政事情聴取(県地方課) |
| 20 | (木) | 消防ポンプ操法競技大会 |
| 22 | (金) | 農業安全管理対策事業竣工式 |
| 22 | (金) | 熊倉墓地移転合同慰霊祭 |
| 22 | (金) | 林業構造改善林道大沢線入札 |
| 25 | (火) | 国民健康保険運営協議会 |
| 25 | (火) | 県総合防災訓練 |
| 26 | (水) | 国設スキー場運営協議会 |
| 26 | (水) | 村民運動会打合 |
| 27 | (木) | 若い農業者の集い |
| 28 | (金) | 米、土地盤整備打合会 |
| 29 | (土) | 追原ノ羽鳥線外道路改良工事中通り簡易水道布設工事入札 |
| 31 | (月) | 村議会第二回定例会 |